

令和2年 第3回定例会

大雪消防組合議会会議録

令和2年12月22日 開会

大雪消防組合議会

令和2年第3回大雪消防組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和2年第3回大雪消防組合議会定例会

令和2年12月22日午後2時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
(7番 八木幹男 議員)
(6番 生出 栄 議員)
(2番 鶴間松彦 議員)
- 日程第 5 議案第1号 大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第2号 大雪消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 認定第1号 令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第3号 令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について
- 日程第 9 報告第1号 専決処分について
- 日程第10 報告第2号 専決処分について
- 日程第11 報告第3号 専決処分について

○出席議員（16名）

- 1番 高 橋 昭 典 議員
2番 鶴 間 松 彦 議員
3番 安 原 芳 博 議員
4番 森 國 孝 芳 議員
5番 伊 藤 一 乗 議員
6番 生 出 栄 議員
7番 八 木 幹 男 議員
8番 大 坪 正 明 議員
9番 中 港 勝 議員

10番 澤田 なぎさ 議員
 11番 善光 英治 議員
 13番 佐藤 康則 議員
 14番 谷口 雅浩 議員
 15番 藤原 幸子 議員
 16番 鉢呂 悟 議員
 議長 18番 佐藤 晴観 議員

○欠席議員（2名）

12番 中本 諭 議員
 17番 久米 啓一 議員

○出席説明員

管理者 角和浩幸君
 副管理者 松岡市郎君
 副管理者 山本進君
 副管理者 村椿哲朗君
 副管理者 村中一徳君
 副管理者 前佛秀幸君
 主 監 池田由行君
 主 監 市川直樹君
 主 監 鳥毛昭士君
 主 監 遠藤憲彦君
 主 監 植村勇君
 主 監 石田光幸君
 会計管理者 鈴木貴久君
 消防長 東本浩昭君
 警防課長 熊谷大輔君
 美瑛消防署長 大庭徳正君
 東消防署長 大石秀一君
 当麻消防署長 横田誠慈君
 比布消防署長 中田茂利君
 愛別消防署長 菅原勝昭君
 代表監査委員 高田紀子君

○書記

事務局長 嶋田敦之君

課長補佐 林 康規 君
課長補佐 袋 江 肇 君
主任 加藤 雄司 君

午後2時00分 開会

議長挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 皆さんこんにちは。第3回、大雪消防組合の定例会にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

今日は時間が1分1秒でも惜しいんじゃないかという想定しておりますので、早速ではございますが、始めさせていただきます。

開会及び開議宣言

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第3回大雪消防組合議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

なお、比布町、中本議員、愛別町、久米議員からは、欠席の報告があります。

管理者招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から本定例会招集の挨拶があります。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 皆さんこんにちは。令和2年第3回大雪消防組合議会定例会の開催に当たりまして、議員の皆様には、年末の控え何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、御礼を申し上げます。

また、日頃から6町の消防行政の運営につきまして、ご理解とご指導をいただいておりますことにも、深く御礼を申し上げます。

当組合においては、甚大な被害を伴う災害や事故等を発生しておりませんが、全国的には、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られ、人々の生活様式に影響を与えているところであります。

また、近隣の医療機関、福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症のクラスターも発生していることから、今後とも感染症防止対策や災害対応については、近隣市町村をはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の安心安全のために万全を期し、消防力の充実強化に努めてまいります。

今定例会に提案をさせていただき議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号は、大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

議案第2号は、大雪消防組合火災予防条例の一部改正であります。

議案第3号は、令和2年度の一般会計補正予算であります。

認定第1号は、令和元年度の一般会計の決算について、監査委員の審査が終了したので、監査委員の意見を付して、決算の認定をお願いするものであります。

報告第1号、報告第2号、報告第3号は、地方自治法の規定により専決処分をしましたので報告するものであります。

以上、議案3件、認定1件、報告3件につきまして、ご提案を申し上げます。慎重なご審議をいただき、お認めいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程の確認

○議長（佐藤晴観議員） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番「生出栄議員」と14番「谷口雅浩議員」を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、本日1日に決定をしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をしました。

日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第3、これから、諸般の報告を行います。議会からの報告は、別紙配布のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

管理者行政報告

- 議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

- 管理者（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。議員の皆様には、書面をお手元に配付しておりますので、ご高覧を賜れば幸いです。

7点について、報告をさせていただきます。

1点目は、救急自動車の受贈についてですが、12月7日に全国共済農業協同組合連合会北海道本部より、美瑛消防署へ救急自動車が寄贈されました。この救急自動車は、札幌トヨタ自動車株式会社にて特別仮装され、納車されました。地域住民の安心安全のため活用し、今後も救急体制を充実し、救急業務に邁進してまいりたいと思います。JA共済連北海道本部の皆様、心から感謝を申し上げます。

2点目は、永年の消防功勞により、令和2年秋の叙勲で、「元大雪消防組合美瑛消防団長」の「瀧川忠司氏」が瑞宝双光章を受章し、「元大雪消防組合美瑛消防団副団長」の「濱田猛詞氏」が、瑞宝単光章を受章されました。同じく、消防功勞により、第35回危険業務従事者叙勲で、「元大雪消防組合消防司令」の「西尾章氏」が、瑞宝単光章を受章されました。長年の消防功勞が認められたものであり、お祝いを申し上げるところでございます。

3点目は、大雪消防組合表彰ですが、勤続20年表彰として、本年度は職団員22名を表彰することとし、各消防団において表彰状の伝達を行う予定となっております。

4点目は、東神楽消防団、東川消防団が、大正9年に公設消防組が組織されてから、本年で100周年を迎えられ、それぞれの各町において記念式典が盛大に開催されました。東神楽町長様、東川町長様、各議長様をはじめ、消防団、実行委員各関係者に対し、厚く御礼を申し上げ、お祝いを申し上げる次第でございます。

5点目は、職員への注意についてですが、当組合職員が、消防署研修室内にカメラを

許可なく設置した非違行為に対し、9月30日に当事者の6人に嚴重注意及び6人に口頭注意並びに監督責任の3人に口頭注意を行いました。皆さんには大変ご心配、ご不安をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。現在は、職員に対してのコンプライアンス研修、法令遵守及び倫理観の醸成等を行い、消防行政に対する信頼回復のため、全職員が自らの業務と職責を自覚し、組織一丸となって職務に精励する所存であります。

6点目は、令和3年の消防団出初式についてですが、1月5日から9日の期間で、それぞれの消防団で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、また、団員の皆様及び各関係者の安全確保のため、開催を中止することとなりました。

7点目は、本年1月から11月末までの火災発生状況と救急活動状況であります。お手元に資料を配付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（佐藤晴観議員） これで、行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。初めに、7番、八木幹男議員。

（「はい」の声）

7番、八木議員。

○7番（八木幹男議員） 7番八木です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

番号7番、八木幹男、質問方式、回数制限方式。

質問事項、消防本部及び美瑛消防署における諸問題の解決に向けて。

質問の要旨、大雪消防組合消防本部、以下消防本部という、と美瑛消防署における諸問題は、長年にわたる人間関係上の問題に起因しており、複雑怪奇というべき様相を呈しており、難題化して残されたままとなっております。今回の事件に対し、消防組合構成町の執行機関、議会議員の方々の忌憚のない意見をもとに、第三者委員会が設置され、過日、報告書が提出されております。

報告書の答申では、関係者から聴取した結果、長年にわたる人間関係上の問題を抱えていることが明らかになっており、職務を全うするためにも、職員間の人間関係の再構築等を図ることが重要と考えたと報告されています。また、全職員が持っている町民のため、町民の生命、財産を守る、消防を良くしたいといった、職に就いたときから持っている熱意を持ち続けていることが、共通認識としてあるように感じています。

ここに焦点を当てて、議論していくべきと考えております。

組織を一つの方向に持っていくには、一つは、共通の敵をつくること、もう一つは、高い理想、目標を掲げ、意思統一を図ることであり、当然、こちらに、こちらを選択すべきことは、明白であります。そこで、諸問題解決に当たり、次の3点を管理者に伺います。

- (1) それぞれの町の消防署の問題解決に当たっては、それぞれの町の議会が柔軟に関われる仕組みを作る必要があるのではないかと。
- (2) 消防署間での人事交流を図るとともに、女性、女性職員の採用が必要な時期に来ているのではないかと。
- (3) 外部人材、専門家、行政区長などを交えた、消防職員全員参加によるワークショップを開催し、マスタープランを作成、最終報告として、町民の前でプレゼンするような企画を考えるべきではないかと。

質問の相手は管理者です。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 7番、八木議員のご質問に対しまして、答弁を申し上げます。

質問事項、消防本部及び美瑛消防署における諸問題の解決に向けて、ご答弁を申し上げます。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による疾病者の搬送を適切に行うことを任務とすると消防組織法第1条にうたわれておりますとおり、消防職員は、私情や感情に左右されることなく、災害や搬送業務などの事案に対峙していかなければならないものと考えております。

それでは1点目でございますが、組織といたしまして、構成町の議会と組合議会は、地方自治法上、異なる法人格を有しておりますので、町の議会が直接関わるといのは難しいものであると思っておりますが、組織の透明化、情報の共有ということでは、各町議会議員協議会等において、ご説明させていただくことにより、関わるということは可能ではないかと考えております。

2点目につきましては、消防署間の人事交流については、各町と協議をしているところであります。なお、消防署間だけではなく、役場との人事交流も含めて検討していきたいと考えております。また、女性職員の採用につきましては、国からも積極的に採用するよう周知されており、これまでも、男女問わず募集を行ってきているところですが、応募自体がないのが現状であります。引き続き、職員募集の際は、男女の区別なく採用

してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、基本的な倫理観や管理職員の育成強化、監視体制の強化や規範意識の高揚など、人間関係の再構築に向けて取り組んでいかなければならないものと考えており、健全な組織に向けて、外部人材によるワークショップや研修等を実施し、町民の信頼に応えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

7番、八木議員。

○7番（八木幹男議員） 7番、八木議員です。再質問をさせていただきます。

まず、この各項目の再質問に入る前に、前提となることを述べておかなければならないというふうに考えております。

6月の臨時会前後、各町の議員の方々からご指摘いただいたことは、地元の議会がなぜ関わってこれなかったということと、第三者委員会を設置すべきであると、こういうことでありました。

また、第三者委員会の報告を受け、各町の執行機関、議会議員の皆様から、また、新たに多様、多種多様な意見をいただいております。こちらのほう中身は、いろいろ多種多様にわたるんですけれども、私自体に受け取ったのは、要は前を向けと、こういうことではないかなと、こういうご指摘をされたのかなということを感じております。

また、ある時点を起点として議論を展開しても、いや、もっと前からあったという人が現れるかもしれません。これからは、第三者委員会の一つの結論が出たわけですから、一つの方向を示してくれた第三者委員会の報告を起点とした議論を展開していくべきと考え、次の3点を管理者にお伺いをいたします。

第1点目、こちらは答弁いただいたとおり、現行法上は、それぞれの町の議会が関与できないことは理解をしております。また、これは議会が取り組むべき課題であることも理解をしておりますが、各町の消防署の問題解決に向けては、執行機関と距離を置いた別組織が必要ではないかという視点から再質問をさせていただきます。

一方、議会の動きといたしましては、地方自治法第100条の2、専門的事項に係る調査、ここを根拠に三重県議会では、議会基本条例で、議会は調査機関を設置することができる規定し、必要があるときは、調査機関に議員を構成員として加えて、加えることができる、このような規定を設けております。

消防組合議会が取り組むべきは、このようなことではないかと考えますが、執行機関でも、町民が参画できる第3局的な組織、あるいは、仕組みが必要なのではないのでしょうか。1点目は、この辺のところ再質問でございます。

2点目は、職場環境の改善が必要ではないかという視点であります。指揮命令系統を

重視する職場上、必然的に厳しい職場環境となりがちで、現状は殺伐とした職場環境にあるのではないかと憂慮しております。

答弁では、役場との人事交流も含めて、検討していくという考えを伺いましたが、この点、人事面には、介入すべきではないことは理解しておりますが、人事によって、一時期、職場環境が落ちついていたと思える節があります。

現状では、バッファ的人材が必要なのではないのでしょうか。また、女性職員の採用に関しては、なかなか困難の状況のようですが、職場環境改善に当たっては、重要な要素であると考えます。お試し地域おこし協力隊、この制度を活用することなども考えられるのではないのでしょうか。再度、考えをお伺いいたします。

最後は3点目、こちらは外部人材、専門家によるワークショップを実施していくとの答弁をいただきました。ここで大切になってくるのは、全員が持ち続けている町民のためという視点から、町民目線に変えるということが必要と考えております。

このような意味から、行政区長など、地域を代表する人材の参画を求めているところであり、専門家によるワークショップでは、上位下達と捉えてしまいかねません。町民目線という視点を入れる必要があるように感じております。

また、今回の問題に関して、町民の不安は予想以上に大きくなっています。消防職員が町民に向かってプレゼン、要は宣言することには、重要な意味があります。ワークショップへの町民参加と、町民に向けたプレゼン実施の考えを、再度、お伺いをいたします。以上、よろしく願いをいたします。

(管理者「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） はい。答弁を申し上げます。まずは、今回の件、先ほども行政報告の中で申しましたけれども、今回の件によりまして、多くの町民関係者の皆様方に、ご不安、ご心配をおかけしましたことは、心からお詫びを申し上げる次第でございます。

そして、今、八木議員からご指摘をいただきました、第三者委員会の報告、答申をいただいております。

今後におきましては、この第三者委員会からいただいた報告をもとに、さらなる取組を進めてまいり、そういう所存でございます。

3点ございました。1点目でございます。町民も参加した、参加するような組織というご質問でございますけれども、先ほども申しましたけれども、現行法上は、一部事務組合と一部事務組合を構成しているそれぞれの各町というのは、全く別法人であるという解釈となっております。

したがって、一部事務組合での事務につきまして、各構成町の議会の中で、討議質問されるということは、できないというふうに解されているというふうに理解してい

るところでございます。ですので、一義的には、やはり、何らかの事案が発生した場合、その解決策、方策について、ご議論いただくというのは、まさにこの組合の議会、議員の皆様、この場であるというふうには受け止めているところでございます。

また、町民の皆様のご参加という点でございますけれども、議会制民主主義の原則からいきまして、皆様方がそれぞれ町民の皆様から、お選びされ、代表していらっしゃるわけでございますので、皆様から町民の皆様のお話をお伺いできればなというふうにごえるところでございます。

ただ、議会という場とは別に、町民の皆様のご意見を伺うという機会というのは、重要であるというふうには認識しております。各機会をとらえて、多くの皆様の町民の皆様のご意見を反映させていただくような場というのは、何らかあってもいいのかなと思っております。

例えばですけれども、消防団というのが、各消防署でございますけれども、団員の皆さんは、各町民の皆様でございますので、そのような方々、また消防団には後援会組織等も既にごございますので、そういうような組織、常に署とコミュニケーションも取っていただいておりますので、より多くの皆様の声が反映できる、また伝わってくる、そういうような仕組みについては、検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

2点目でございます。職場環境の改善等のご質問でございました。職場環境の改善が必要ではないかというご指摘、まさにそのとおりでございます。ご提案いただきました人事の効率、人事による効果ですとかというものを重視しながら、今後も人事当たってまいりたいと思っております。

女性職員のことにつきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、入り口で、もちろん、何ら規制しているわけではございませんで、募集の段階では、男女共にの職員さんの募集をしているところでございますけれども、応募に至っていないという現状でございます。また、地域おこし協力隊というご提案もいただきましたけれども、消防職員という職務の特殊性、専門性に鑑みたときに、協力隊の方々というのがマッチングするのかなというような、少々ちょっと疑問を感じたところでございましたけれども、専門知識のある方々をさらに活用をさせていただく、あるいは、女性という視点が職場の環境を和らげるのではないかというご指摘は、まさにそのとおりだと思っておりますので、協力隊、あるいは、協力隊でなくても会計年度任用職員等、女性の方々を登用していく方策につきましても、今後検討させていただきたいなと思うところでございます。

3点目のワークショップの中に、町民目線をというご指摘でございます。1点目同様、町民の方々とのかわり、今後、ますます消防におきましても大事になるということは、議員と認識を一緒にするところでございます。消防目線を持って、町民目線を

持った消防の在り方を模索してまいります。

ワークショップにつきましても、今後を開催してまいりたいと思っておりますけれども、そのワークショップの中身がどのような中身になるのか、第三者委員会の報告でいただきましたのは、規範意識を高めていく、あるいは、それぞれの職員さんの意識を高める、自己研鑽に努めるというようなところも、大事であるというふうに指摘を受けておりますので、そのような部分が高まっていく、消防力が高まるようなワークショップを開催してまいりたいと思っております。

ただ、そのことが、その結果を町民の皆様公表するのがふさわしいのか、あるいは、内部の力を高めるという意味のワークショップによるのかなとも思いますが、最終的にそのワークショップが町民の皆様にもお知らせして、消防の姿と一緒に考えてもらう機会になるのでございましたら、町民の皆様向けにも、公表していくという方策というのは、考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 7番、八木議員。

○7番(八木幹男議員) ひとつだけ、再度質問させていただきます。ただいま、ワークショップは実施の方向というふうに受け取らせていただいております。

まず、このワークショップの手法に関してでありますけれども、現在、長期計画策定時によく使われる手法で、バックキャストिंगとこういった手法がよく使われるようになっております。

ようは将来あるべき姿を想定して、いつまでにこれをやり、今やるべきことは何かと、こういった形で詰めていくと、先に目標を置いてそれを遡って、今何をやるかと、こういった議論を展開していくことが、よろしいのではないかなと、やはりこの、決してこの現在の延長上で物を考えていく上では、やはりちょっと無理があるのかなと、理想像をまず描くといえますか、この辺のところにもまず重点を置いて取り組んでいくべきではないかなと思っております。そこで、忘れてはならないのが、先ほど管理者からもご答弁いただきました、町民目線ということでもあります。

また、2点目で申し上げたこの女性の登用といえますか、女性目線というところも、これは、これからにとって欠かせない考え方ではないかなと思っております、大事な視点ではないかなと思っております。この辺のところ、発表は、やはりこの町民が心配しておりますので、町民に向けて、理想像をこう我々はやるよと、こういった宣言は、ぜひ必要だと思っております。その辺につきましても、再度ワークショップについての考え方を、再度、お伺いをいたします。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○**管理者（角和浩幸君）** ご指摘いただいておりますように、町民目線、女性目線の体制だということは、同じ認識で、議員と同じ認識で、今後取り組んでまいりたいと思っております。

ワークショップにつきましては、これまで、今回の事案を受けまして研修をしてきたところでございます。そして、そのもう一歩先に、ワークショップ型の研修も必要であろうということで、今、内部でどのような形での開催が可能かどうかを、具体的に調整しているところでございまして、講師となつていただける方の候補も抽出して、抽出させていただいております。その講師役を受けていただける方か、どうかということも含めて、今、具体的に交渉しているところでございますけれども、もし、その講師の方が受けていただけるということでありましたら、まず、その講師の方のやり方等もございましょうから、意思疎通を深めて、開催方法について、詰めさせていただきたいと考えております。

開催も先ほど申しましたテーマにつきましては、例えば、先ほど申しました自己研鑽、規範意識を高めるようなこと、あるいは、ハラスメントに対する認識を深めるようなこと、様々なテーマ考えられると思っておりますけれども、議員ご指摘、ご提案のとおり、最終的に行くところは、今後の消防の在り方、目指すべき理想の姿、どういうとこに置くのかということになっていくと思います。そこに向けて実りある、実効性のある、研修、ワークショップができるよう、今後、講師役を務めていただけるそのような方々との協議を進めてまいりたいと考えております。

○**議長（佐藤晴観議員）** 7番議員の質問を終わります。次に、6番、生出栄議員。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○**6番（生出 栄議員）** 6番、生出栄より一般質問させていただきます。質問事項は、第1点目、第三者委員会についてであります。第三者委員会の報告書の全文説明をお願いいたします。

2点目は、パワーハラスメントについて、大雪消防組合内でのパワーハラスメントの事実はあるのですか、ないのですか。また、パワーハラスメントを認めている職員はいると考えるか、お答えいただきたい。

3点目、職務に関する不適切行為について、消防業務に関して、公務災害につながるような事故はありましたか。なければ、ない。あれば、全ての説明を求めます。以上、一般質問、1回目を終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○**議長（佐藤晴観議員）** 6番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○**管理者（角和浩幸君）** 6番、生出議員の3点にわたります、ご質問に答弁を申し上げます。質問事項、1点目でございます。第三者委員会の報告書の全部説明についてでございます。事前に報告書をお配りしており、先般、各町において、ご説明をさせていただいたところでありまして、そのとおりでございます。

この第三者委員会は、カメラの設置行為について、その経緯や原因、再発防止について、客観性、公平性を考慮し、調査を行ったものであり、結果といたしまして、無断録音、録画の問題点、プライバシー権、施設管理権、目的の正当性、手段、方法の正当性が問題となりうるとされております。長年にわたる人間関係の再構築を図ることが、重要であると答申されておりますので、今後におきまして、法令遵守及び倫理感の醸成等を行いながら進めてまいりたいと考えております。

質問項目2点目、パワーハラスメントについてでございますが、ハラスメント窓口については、消防本部が相談窓口となっておりますが、現時点まで、職員からの相談はなく、パワーハラスメントはないものと考えております。

質問事項3点目、職務に関する不適切行為についてでございます。平成29年度以降におきましては、8件、公務災害の認定をされております。内訳といたしましては、美瑛消防署3件、東消防署2件、当麻、比布、愛別消防署、それぞれ1件の計8件でございます。発生状況としましては、救急、消火訓練活動中の事故でありまして、傷病の内訳は、足関節ねんざ、腰痛、足の挫創、腰部ねんざ、足の指骨折及び脱臼、肩関節脱臼、手の挫創であります。治療日数につきましては、7日から115日までとなっており、現在、治療中のものはございません。以上でございます。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 6番、生出議員。

○**6番（生出 栄議員）** 6番、生出です。再質問させていただきます。第1点目において、全文説明についてということをお願いをいたしました。各町において説明したとおりでございます。今回、私、この報告書を初めて見たんです。各町での説明はいつしたんですか。消防長と美瑛署長が、我が町の前議会の前々回の終了時だよね、最終日の議会終了後に一度お見えになって、処分の関係においては報告を受けました。1枚プリントを渡されまして、それを読まして、読んでいただきまして、そのあと、その文章でさえ回収いたしますですよ。だから、今、この議会まで何の資料もなし、議員に報告もなしという状況でした。先ほどの答弁と大分違うんですけど、その辺はどう考えればよろしいのかをお聞きしたい。

町長答弁で、2点目のパワーハラスメントについては、ないものと考えております。報告書と大分違うんじゃないですか、この言葉、これ以前の長期にわたるって言いますけど、じゃ以前に何が起きたかの説明が必要ですよ。平成27年に何が起きていたん

ですか。消防署内で。その説明もいただかないと、何の問題だったのかが、見えてこない。だから全文説明をお願いしているにもかかわらず今の答弁ですよ。資料見ました、これ、のり弁って言うんですね。国会もよくありますけどね。これでどう読み取るかですよ。私なりにね、いろいろこう、赤ペンで入れる、添削してみましたけどね、もう、これほど張ってあればね、意味がさっぱり通じなくなります。

しかしながら、報告書のですね、調査結果というのが5ページ目にきちっと載っていますよね。町長の答弁とここが大分食い違ってくるんですが、録画カメラの設置についてというところがあります。調査結果、5月26日、美瑛消防署3階研修室天井換気口に録画カメラを設置した。その時間は、午前8時前後との記憶である。黒塗り、録画カメラを設置し始めたのは、4月10日からである。電源を切っていないときは、夜中も作動していた。録画カメラにあるSDカードのデータ容量が限られているので、都度、SDカードの出し入れをし、設置をしていた。設置の際には、スマートフォンで映っている画像を見ながら、対象とする場所が写っているか確認していた。遠隔操作はできず、場所を移動すれば、映像は見えないので、そのために映像をSDカードに保存していた。

イ、録画カメラ設置などに至った経緯と理由、ここが大事ですよ。なぜ録画カメラが設置されたのか。当初、盗撮、盗撮と言っていましたよね、いつの間にか盗撮の言葉がここから消えるんですよ。①、丸々年に、黒塗り年に黒塗りのパワハラ行為について、多くの職員が黒塗りに対処を求める上申書を提出したことがあった。当時、黒塗りは、黒塗りから理不尽な叱責、威圧的な言動を受けていた。なお、黒塗り、個々の業務に関する注意や指導については、不当な叱責と感じるものではない。ほかにも黒塗りからパンチやキックをされていると、長時間にわたる叱責など、様々な被害を訴えている者が多数いた。ここですよ。これ報告書に書いてあるんですよ。これでも、管理者、パワハラはないとみるんですか。管理者、パワハラを調査をしたんですか。管理者として、報告書にはこれ書いてある。パンチやキックですよ。本人は冗談だったかもしれないっていう言い訳するでしょう。今の時代、それ通りませんよ。あと、いろいろ読んでいくと、ドアを蹴飛ばし、椅子を蹴飛ばしとか、これが通常業務の中で行われていること自体、不自然だと思いません。

平成27年に何かがあったんでしょう。これを読んでいったときに、これらについては、黒塗りが多くの職員から聞き取り調査をしていた。この黒塗りの行為について、黒塗りは容認する態度であり、黒塗りには相談したものの、同人は、黒塗りを擁護するような感じだった。報告書にここまで書いてある。擁護している人たちがいる。パワハラを。ただ、上記はパワハラとして承認されず、北海道のハラスメント窓口や公平委員会にも申告したが、証拠がないため何も出来ないと言われていたと、ここですよ、大事なところ。証拠がないから何もできないって言うんですよ。じゃ、証拠つくるしかないんじ

やないですか。前の補正で、これ上がったときにもそう言ったでしょう。理由があるからやったんじゃないですかって言ったんです。そしたら、議員協議会で言ったことと違うような言葉を濁しながら、全説明をしないで、やってくださいということでもう1回やってもらいました。

勤務時間中、本来の自分の席に座っていることが少なく、3階研修室へ行ったり、本の写し、書き写しをするなどしていた。また、黒塗りによると、黒塗りと面談していたところ、会議室のドアを蹴飛ばしていなくなるがあったとのこともあったことであった。

これ公務員としてやっていいんですか。地公法違反にも入りませんか。③、黒塗りの威圧的態度、黒塗り状況などがあったため、黒塗り頃、黒塗りと、面談し、過去からの上記経緯を話した。ほかにも同様に、黒塗りと面談をした者がいた。この黒塗りと面談ということは、黒塗りの中、面談していたんでしょう。誰かと。この文字数でいくとですね、管理者とも受け取れるんだよね。違いますか、管理者。面談した事実がありましたか。いろんな相談を受けたことはなかったですか。あったですか。それでもパワハラを調査をそこでしなかったんですか。多くの人から、いろんなことを言われても、黒塗りになることがわかった。黒塗り年に、上記パワハラを訴えていた職員らは、黒塗りの行為を容認する黒塗りが集まることによって、黒塗りからのパワハラ行為が再び行われることを恐れた。ここですね、恐れたんですよ。職員が恐れる、恐れるほどの人事異動が起きたんですよ。そこで、これら職員は黒塗りに対して、上記の恐れを伝え、対処してほしい旨の上申書を提出した。提出したのは、これは多くの方でしょうね。

しかし、その後、黒塗りが行われた。やはり、助けを求めて、誰かに相談をしたけれども、そのことが実行され、そこでパワハラへの恐れが蘇って、皆さんが困っていたのではないかと私は想像しております。

そこで、⑤、黒塗り年の出来事から、パワハラの実態があった場合には、映像や音声といった記録を証拠として残すことが重要であると認識していたことから、黒塗りで話し合い、録画カメラを設置することとした。多くの職員の皆さんが本当に悩んだんでしょう。どんなことをやられるのかが、恐怖で朝起きても、職場に行けなくなるぐらいの、苦しみを味わったんじゃないですか。

だから、多くの方が訴えていたんじゃないですか、管理者、その多くの職員の悩み、苦しみ、本人もあったでしょう、それはいろいろ、また、幹部もいろいろ悩んでいたでしょう。事実を知っているんですから。であるならば、管理者、今からでも、再度、ほんとにパワハラへの行為はあったのか、なかったのか、本人も認めているじゃないですか。反省していったって。自分は熱くなっていたってという言い方しますけど、それは受ける側は違いますよね。また、他にもまたあるんじゃないですか。

今回、素晴らしい美瑛消防署に救急車が寄贈されたそうです。ドライブレコーダーを着ける必要があるのではないですか、事故防止のために、また、あおり運転防止のために、あおり運転、救急車が受けたことはないんですか、管理者、そこもぜひ調査をしていただければと思いますが、その点についてどう思うかお聞かせいただきたい。

3階研修室によく行くことが分かっており、この方々がね、そこに黒塗りらもいることが多かったため、録画カメラを3階研修室に設置することとした。全部ちゃんと言ってくれているじゃないですか設置した人たちは、なお、本来、録画カメラの設置については設置管理者、施設管理者である消防長、消防長や署長に相談して、設置の許可を得るべきであったことを認識していた。認識してはいたが、相談する相手が少数派だって認めてですよ。受けるわけがないじゃないですか。

1番初めに議員協議会で皆さんに説明したときに、あなたは少数派ですか、多数派ですか聞いていたら、少数派ですって言ったんですよ。違うでしょう、トップであれば中立の立場できちっと調査すべきだと、何で自ら少数派だって認めて、そしたら、多数派の相談を受けられるわけじゃないじゃないですか。と私は思いますが、管理者はどうお考えですか。お聞かせいただければ。

そこで信頼関係がなく、公平中立な立場として相談することができないと考え、許可を得ずに設置することとした。信頼関係がなければですね、相談もできない、公平中立な立場として相談することができないと考えていた。この立場、当たり前ですよねって、思いたくなりますね。

私はそういったことで、本来であれば、管理者自ら調査機関を設けて、決定的な、徹底した調査をすべきだったんじゃないか。第三者委員会を立ち上げて、弁護士費用をかけて、調査しなければこのような報告書ができないという立場では、私は大雪消防組合、そんなはずではないと私は思っていたんです。自助能力、自らがきちっと調査をすれば、報告書は、自らがきちっとした態度で作れたんじゃないかと。そのトップに、きちっと消防長はいたんじゃないかと私は思っています。

しかし、少数派ですって言われたときに、私、これ無理だなと、そして、コンプライアンス委員会に自ら行こうとするから、ちょっと待てということになって、コンプライアンス委員会ではなくて、第三者委員会という形で、この議会としては、そちらの方向に行ったから、このような報告書が出てきたんですよ。

第三者委員会を立ち上げなかったら、こういう報告書が出てきませんよね。発覚後の状況、5月26日の朝、発見された後、何々は皆、録画カメラなどを発見したことを認識していた。黒塗りから事実確認があれば、全て整理して説明しようと考えていたが、これまでに何も確認などされていない。自分に何も確認がないまま、マスコミに掲載されたことで、さらに不信感が募っている。また、黒塗りなどがと言っていたとのことで

あった。その他、録画カメラ設置の目的は、一部職員の職務怠慢の状況を記録するというよりは、第一には、上記の通り、理不尽な叱責の場面などがあれば、それを記録し、後に証拠とするためであった。許可を得ないで録画カメラを設置することは、何かしらに抵触するかもしれないと思っていたが、原則と例外は、あとで判断してもらおうと思っていたという設置者の弁が載っております。

ほんとに信頼してですね、管理者に行って、そこを認めていただいて、調査をしていただければ、変わったのにと思っていたんでしょう、皆さんは、だけども、町長、当時の町長にも断られ、新町長にも断られ、現状まで来てしまったということだと思う。

消防としての組織について、今の状況は、職務に専念する義務がありながら、一部の職員がそれをしていない。黒塗りの人数が少ない状態であり、負担がかかっている。人事のことは言えないのはわかっているが、公平性がないと思っている。しかも、風通しが悪く、意見も言えない状況である。ただ、今回のことで自分や設置関係者としては、美瑛町、管理者、町民に迷惑をかけたことを反省している。反省していますよね。だけども、わかっていたきたいということで、やったんですね、やむなく、やむなくやった人達だけを処分をして、原因者を調べもしないで、聞き取りはしていますよ、ここにね。なぜそうなっているのかなっちゃうのは、読み取れます。しかし、管理者が動かん限りは、やはり、今回の当初言っていた盗撮という言葉で、これ刑法で逆に、訴えなきゃならないんです、逆に言うと、盗撮だったとすれば、しかし、皆さんの証言を聞いていけば、これは盗撮とまではいかないんじゃないかっていうのが出てきて、一切、盗撮という言葉が消えてしまった、消えてったんですよ。

先ほど、盗撮という言葉は1回もなかったですよ。予算時、盗撮って言っていましたよね。盗み取り、北海道新聞にまで盗撮という言葉を使わしたんじゃないですか。記者会見をわざわざして。あくまでも処分するんであれば、喧嘩両成敗、原因者もきちっと対処すべき、そうしないと、やはり、良くしようとして頑張ってきた人たちも、処分されっ放しってなっちゃうんですよ。

北海道のところにも相談に行ったり、公平委員会の事務所にまで行ったということ、私は、公平委員会には電話して、相談ありましたかっていうぐらいは聞きましたけど、それは守秘義務がありますから言えませんって、それで終わりですよ。これは当たり前のことですから。最終処分を受けたことによって、公平委員会に訴えることは出来ませんが、今回の処分においては、その対象ではないということですね。

だからいいっちゃうことじゃないんですよ、町長、処分を受けた方々は、なぜ私たちだけなのって思うじゃないですか。どうして相手方も、聞き取りの中で言っているんですから、そのことも調査をきちっとすべきじゃないですか、独自に、管理者としての立場として、第三者委員会の言うとおりですと、どうぞと、これを受けて懲罰委員会がや

るんだね。東神楽は賞罰委員会と言います。いいことも悪いこともやります。ここは懲罰委員会です。懲罰委員会に設置者だけなんですか。原因者は、なぜ同じように指導責任つちゅうのが出てくるんじゃないですか。それもトップじゃないですか。相談も行けない状態にしてしまったトップの責任は問われないんですか。

これを読んでいったときには、ほんとに皆さん大変な思いして、毎日仕事しているんだな。ぜひ、そういったことを含めてですね、今回の私は、美瑛町の賞罰委員会については質問していませんよ。しかしながら、やはり、その辺がまた治りませんよ。これでは。良くなるんでしょうか。片方だけやって。そして、盗撮軍団がってという言葉を行くんですか。カメラを発見した日ですか。

相手に対して、盗撮軍団、言っていけない言葉も、言っているって書いてありましたけど、そういうことが起きると、やはり、3階の研修室に呼ばれて、長時間にわたっての、本人だけでなく、家族までの批判をされ、人格を否定され、叱責をされると、そういうところなんですか、消防本部3階は、たばこを吸い、そこで睡眠をし、療養中であるならば、完治するまで出席はしなくていいというのが筋じゃないですか。

なぜ、リハビリ治療が必要なんですか。完治するまで療養しててください。完全に治してから出勤してくださいっていうのが筋じゃないですか。それを通常勤務にさして、3階の研修室で寝ていたら、たばこ吸っていたら、やはり、普通の業務に携わっている人は、どうしてって言葉が出てくるんじゃないですか。私はそう思いますが、管理者はどう思いか。それは、たばこ吸うとこなかったらストレス止まります。私もたばこ吸いますからそれはわかります。しかし、決まりは決まり、吸えないものは吸えない。だけでも、その方々は吸えると、施設管理者も知っていながら、そこで吸っているのを見ているんですか。

ぜひ、管理者、多数派ともっと話し合ってはどうですか。多数派ったら、私、ここに書いてあるから言うんだけどね。多くの職員の皆さん、不安に思っている職員の皆さん、また、パワハラを受けるんでないかと、毎日、恐れながら仕事をしている多くの職員の皆さん、その心配を取り除いてあげるのが、管理者の仕事じゃないですか。違うなら違うと言っていただければ結構です。平成27年

(佐藤議長「生出議員、ちょっと、もうちょっと簡潔に言ってください。」の声)

いやこれ全部説明っていう、私そっちに言ったのをしてくれないから言っているんだよ。

(佐藤議長「これ事前資料配布されていますよね。資料事前に配布されていますよ。」の声)

そちらを配布したけど、中身の説明はそちらしなきゃならないでしょう。

(佐藤議長「いや、それは言っている意味はわかりますけど、ただ時間ばかりかかっ

てもしょうがないので、簡潔にやってください。」の声)

わかりました。ということで、今終わらそうと思ったらそういうこと言うわけですね。

自分としては、以前、現場の能力が落ちていると考え職員に対して厳しくした際も、何々とその後を聞きたいのに、言ってくれなかったとか、逆に、そのやった側は、責任を恐れている人達のせいにはしているというのは、最終的ないろんなことが言い訳っていうのが出てくるわけ、ぜひ、そういった点、この第三者委員会、ほんとに弁護士さんや役場職員の皆さんも、第三者委員になって、やっていただいたんだと思います。そういった点含めて、敬意を表して、黒塗りでないものを、ぜひ、1回見たい、見てみたいものだということを述べて、管理者、いろいろ言いましたけど、私の質問、ぜひ、積極的な答弁をいただきたい。以上、2回目の質問を終わります。

あ、これが1点目の質問ですもんね。

(佐藤議長「そういうことになります。」の声)

そうですね。座ったら2回目終わりますからね。

(佐藤議長「いや。」の声)

パワーハラスメントについても行きましたんで。

(佐藤議長「はい。一遍に全部言われます。」の声)

あ、3回ずつやらせていただけるんですね。

(佐藤議長「3回ずつっていうか。」の声)

いや1項目に対して、3回ずつやれるんですよ、したら。

(佐藤議長「そういうことです。3回というか、残り1番目は残り1回で、2番、3番の質問については、残り2回っていう形です。これ、3問になっていますから。」の声)

はい。

(佐藤議長「形式上。」の声)

9回やれるんですね。

(佐藤議長「9回というか、1回目はいずれもさっき演台で読んだのが、1回になるんで。」の声)

今、2回目、3つともやらんとだめですね。

(佐藤議長「いや、これ、それを終わって。」の声)

3回目は残しておきますから、3回目は残しておきますから、2回目全部やります。

(佐藤議長「あ、そうですか、はい。」の声)

はい。やっぱり議運を作ってもらわんと、議会がこれ、姿おかしいよね。

(佐藤議長「おかしいかどうかは、別ですけどね。」の声)

次、2点目のパワーハラスメントについては先ほども言いました。

パワーハラスメントを認めている職員はいるのかということで聞きましたが、パワー

ハラスメントをやった後、きちっとすれば何でもないんだという、トップ、消防のトップの方がそういう言葉を言いますと、パワーハラスメントしてもいいということにつながりはしませんか。そこを聞きたい。消防長にも聞けるんですか。議長。

(佐藤議長「はい。」の声)

消防長にも聞けますか。

(佐藤議長「はい。」の声)

聞いていいですね。

(佐藤議長「え。」の声)

管理者でなくて。

(佐藤議長「はい。」の声)

直接本人に。

(佐藤議長「あの、管理者が。」の声)

いたさせると、いたさせるっていうんだったら。

(佐藤議長「えい。えい。」の声)

だけどそれ、2回目終わっちゃいますよね。

(佐藤議長「2回目。はい。そうですね。2回目なりますね。」の声)

2回目が終わっちゃいますね。じゃ、言いません。

次、3点目の職務に関する不適切行為について、消防業務のですね、報告書、町、組合全体の報告書にもありますが、8月の段階における火災の関係で、町民から投書がありました。

消防業務に関しての公務災害につながるような事故はありませんかっていうことで聞いたら、そんなことではないと。命に関わることもあったのではないかと、無記名の投書ですから、私はそんなに信用はせず、しかしながら、これはやっぱり相当問題が起きるんだな、本質は現象するという言葉がありますが、やはり本質は現象するんだなと、大隊長の署長自ら水先でガラスを割って、放水命令をかけると、中に人が、消防署員が酸素ボンベを背負って入っていたにも関わらず、窓ガラスを大隊長自ら割るとはどのようなことかと、他の町でそんなことはあるのかというような内容でした。耳を疑いました。目を疑いました。

消防長、その辺の事実関係、説明出来ますか。その行動が終わった後、消火が終わった後、いろんな会議やりはしませんか。そういったことでの反省だとかそういうのが、皆で出し合うっちゃうのが普通じゃないですか。

それをやられていたんでは、やられていたんなら、その中身を説明していただければ、現場の最高責任者が自ら陰圧のところでガラスを割ったらどうなるかって分かるはずでしょ消防人だったら、署長そうですよね。陰圧のところでガラスを割って酸素入れたら

火吹くよね。普通爆発するときもあるよね。それを消防署長自らやるということは、到底、私は考えられないんですが、事実かどうかを確認して、2回目の質問を終わります。

(管理者「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 質問が多岐にわたっておりますので、もし漏れがございましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず、第1点目の第三者委員会の報告書の全文説明についてご指摘いただきましたけれども、各町を訪問し、消防長、署長等でご説明をさせていただきました。そのときのご説明が、この報告書を全文受けてのご説明をさせていただいたという認識でもございますし、また、この度の議会の中でも、原文、伏せ字、ございますけれども、こちらの方、事前に提出をさせていただいておりますので、ご高覧をいただければ、その中身については、ご理解賜れるかなというふうな思いで、先ほど冒頭、ご答弁させていただいたところでございます。

パワーハラスメント等についてでございますけれども、先ほど申しましたとおり、現状、消防組織内にパワーハラスメントの相談窓口を設置しておりますけれども、職員からの申立てはございません。このことをもちまして、現状、パワハラが起きているという認識には立ってございません。

そして、生出議員から、今、ご説明をいただきました、この報告書の中に記載されている、事実、事実が記載されていることについてでございます。この第三者委員会の報告書、答申につきましては、先ほども申しましたとおり、これを真摯に受け止めて、ここを出発点として、今後のより良い消防組織の環境づくりに取り組んでまいりたい、そういう思いで、この答弁書、あえて答申報告書を受けてございます。ご説明いただいたとおりの内容が、この答申の中に書かれておるわけでございます。付け加えれば、ここ事実認定という形ではないんですよね。こういうように話しているという形で、その話した内容の要旨を記載をしている、そういう形の報告書をいただいております。でございますので、ご説明いただいたとおりのことを感じ、話している職員がいるということは、真摯に受け止めてをさせていただいているところでございます。

平成27年当時の行為につきましては、私その当時の管理者ではございませんので、その当時の管理者のご判断として、今回、その当時の処置、措置を行ったというふうな認識をしているところでございます。

また、パワハラにつきまして、何か私が認めているとか、容認しているというようなふうにも受け取れるご指摘でございましたけれども、もちろん、私がパワハラを容認、認めるなんということは、決してございません。消防に限らず、あらゆる職場内でパワーハラスメントを含むハラスメントのあってはならない、そういう立場で職務を行って

ございます。

その他、報告書に記載されていない文言ですとか、お言葉ですとか、内容もございましたけれども、それは報告書とは違いますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

また、心配を、職員の心配を取り除くのが、仕事だろうというご指摘でございます。ご指摘のとおり真摯に受け止めさせていただきます。これまでも職場、現場の職員から話を聞いてきているつもりでございますけれども、より一層、風通しのよい職場を目指しまして、不安を感じている職員いるんでありましたら、その者たちのお話を聞きまして、心配を取り除いていく、そして、安心していく、安心して働ける環境を整えていく、そのことはもちろん私の責務でございますので、今後、実行してまいりたいと考えております。

質問事項、3点目の不適切行為、火災についてでございますけれども、私はそのような、ご指摘のような事実があったとは報告は受けてございませんし、そういう認識が立っておりませんが、現場を分かっている消防長の方からお答えをさせていただきます。まず、以上でございます。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私、私の方から、まず、パワハラの件について、私が何か認めているような、言動があったというようなお話でございますけれども、私、恐らく訓示の中でですね、このハラスメントの防止相談窓口、ハラスメントの防止宣言というのをいたしました。そのときの訓示においてですね、私は、こういうふうに皆さんに訓示をしました。指導上、パワハラを気にして指導してはならない。ただし、指導する前と、指導する後に、指導した後に、きちっとフォローをしてくださいと、そういうふうな訓示をいたしました。

ですから、私としては、その言葉自体が、パワハラを容認していると、というような考えは一切ありませんし、そういうふうな受け取っている職員がいるとすれば、それは非常に残念なことだと思いますが、その訓示の後に、数人と話を聞きましたら、やっぱりそうですね。やっぱり後、後のフォローも大事ですね。という話もいただいておりますので、私は、その訓示事態が、間違っていたということは、パワハラを容認するっていうふうには考えておりません。

それからもう1点、火災の後の反省というか、振り返りというか、それについては、各署、内部において当然やっているものだと思っておりますし、その中でいろいろ反省をして、次に活かせるような反省をすべきじゃないかなと、いうふうに思っておりますので、誰かのせいするとかではなくて、次に、どういうふうに組織的に対応するのかと

いうことをですね、その振り返り、反省の中でやっていくべきだものだというふうに思っておりますし、当然、各署においてやっているものだと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 6番、3回目の質問ですが、座るともう終わりますよね。町長、何回もそれ、職員の皆さんやってきていたんではないですか、町長に対して、直接会いに行った方もいるんでしょう。であれば、そこでやっぱり、もうちょっと積極的な対応をすれば、カメラを着けるまではいかなかったんではないかなと、録音ぐらいで済んだんではないかなと、録音は盗聴にはなりませんよね、証拠をつくるためのものであれば、権利ですよ。

そこで、管理者のことについてのことも、言っているのか、いないのか。管理者、このデータは、全部見たんでしょうか。設置したカメラのデータ。全部見たの、見てないの。見てないで、賞罰委員かけるの。町長に対しての非礼の言葉も入っていたんではないか、ないの。そういった形も含めて、賞罰委員にもきちっと見せるべきである、そう思いません。これではやはり職員の皆さん、まだ、不安で、不安で通常業務に携わらないんではないかと、そう思いません。思いませんか。そして、この議会の中でも、パワハラはないですということをやいまだに言っているんですよ。病気になりますよ、逆に言うと。ぜひ、管理者の下で、もっと積極的な、再度、調査をすべきであると、管理者の立場として、また、それをどういう状況で収めるかということも、大事な方策の一つ、幹部責任をきちっと問うて、再発防止、そして、パワハラをなくすと、消防長が言った後のフォローが大事だと、違うんです。入り口でパワハラは絶対なりませんと、消防長は言わなきゃならないんです。手かけたら、もうそこで、訴えられたら終わりですよ。指導の下でだと、それは大日本帝国憲法のもとでの話、日本国憲法では、それ駄目なんです。勘違いしていませんか。その点、再度、パワハラを認める発言ではないということで、確認してよろしいか。そのことを聞いて、パワハラを、ぜひ、大雪消防組合全地域から一掃するという決意をいただきたい。そのことを述べて、3回目、質問を終わります。あとは、あとは鶴間議員に託します。以上です。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) はい、何と申しませう。パワハラを根絶する。あるいは、パワハラを起こさないという姿勢で臨んでまいるのは当然のことでございますので、今一度、意識を高く持ってそのように職務に当たっていく所存でございます。

ただ、先ほどのご質問の中で、カメラを着けるといふ行為につきましては、どのような理由があったとしても、管理者の許可を得ずに、カメラを設置したという行為につき

ましては、その行為についての判断を、今回、第三者委員会の答申をいただき、懲罰委員会を経てさせていただいたというところでございます。

しかし、これでももちろん、職場環境のこと、問題が全て解決したわけではございません。むしろ、ここからスタートして、より良い、それぞれの職員が士気を高め、規範意識を高めていく、そういうような取組も必要でございますし、そういう意味では、研修活動を行ってまいります。また、人事交流を含めまして、風通しのいい組織づくりにも努めてまいります。働きやすい、よりいい意識が高い集団になるよう、今後とも努めてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問を終わります。休憩します。

（休憩）

再開します。次に、2番、鶴間松彦議員。

（「はい」の声）

2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） 私は、第2回臨時会における美瑛消防署庁舎内における盗撮行為について、その経過と結果について質問をいたします。

通告の内容に従って質問させていただきますけれども、最初に申し上げておきたいことがございます。

先ほど、八木議員の質問の中にもありましたように、現時点では、美瑛町議会の議会さんの中では、この問題について、質問あるいは、質疑等が行われない、あるいは、できないという見解であり、本件を受けて美瑛町議会の議員の複数の方々が、美瑛町民からも問合せある、いろいろ心配している、そういうような懸念も私どもに示され、言わば変わってと言ったら大変語弊ありますけれども、そういう方々の思いを含めて、質問させていただきたいということでございます。それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

1、当初コンプライアンス委員会を開催するとのことでありましたけれども、第三者委員会を設置した理由について、改めて確認の意味でお伺いをいたします。

2つ目、第三者委員会の報告内容についてお伺いをいたします。それで、議長、この今の2つ目の第三者委員会の報告については、生出議員の質問と全く同じであり、答弁も文書でいただいております。ほとんど同じ答弁だったと思います。それで時間の関係もありますので、文書で答弁いただいたということを前提に、議事録には残しておいていただいて、管理者からの答弁は割愛していただいていいかなと思っています。（佐藤議長「はい。」の声）よろしくその辺お願いします。

3つ目、盗撮が行われた原因は何かというふうに判断されているか。

4つ目、これは二度とあってはならない行為であります。対策はどのようにとって

るのかお伺いしたいと思います。

5つ目、職場環境の改善についてどのように考えているか、管理者のお考えをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君）

鶴間議員からのご質問に答弁させていただきます。質問事項は、第2回臨時会における美瑛消防署庁舎内における盗撮行為について、その経過と結果について、質問しますということでございます。

1点目につきましては、6月の臨時会におきまして、各議員から今回の事案について、コンプライアンス委員会よりも、消防関係者が入らない第三者委員会による調査等の意見があり、公平性中立性を確保するという観点から、第三者委員会を設置して調査することを第1回コンプライアンス委員会の議を経て、管理者として、第三者委員会にすることといたしました。

2点目につきましては、配布済みの答弁内容というふうにさせていただきます。ありがとうございます。

3点目につきましては、第三者委員会からの答申によりますと、パワハラが行われた場合の証拠とするために行われたものであります。

4点目につきましては、コンプライアンス委員会におきまして、再発防止対策を検討していくものでありますので、既に研修を2度行っておりますが、今後におきましても、倫理感の醸成や、規範意識の高揚に向けて研修を重ね、施設管理体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

5点目につきましては、第三者委員会の答申でもありますように、長年にわたる人間関係に起因する根深い問題であり、時間を要する案件でありますので、4点目同様、既に作成している人材育成方針に基づき、町民の負託に応え、安心安全を守るためにも、健全な組織にしてまいりたいと考えております。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） それでは再質問をさせていただきたいと思ひます。管理者及び消防長にお伺いをしたいと思ひます。

最初に、消防長にお伺いをいたします。直接の管理下にある消防長としまして、美瑛消防本部または美瑛消防署内でのパワハラがあったかどうか、この事実をどのように感じておられるか、認め、言わば認めるか、認めていないかということで、ご返事をお願いいたします。

いします。

2つ目、総務省消防庁が、平成、ご存じだと思います。平成29年2月から3月にかけて、全国の消防本部及び消防署を対象に、ハラスメント発生の実態調査と防止の対応状況調査を行っております。その結果を受けて、平成29年7月4日付け、消防消第171号消防庁次長通知を発しております。

これを見ると、全国の本部、消防本部及び消防署では、ハラスメントが行われている状況が明らかにされております。さらに、本年3月31日付けでは、消防庁、消防・救急課長名で、対応実態調査の結果及び留意事項についてが発せられております。特に、消防長の意志の明確化を留意事項として挙げられております。さらに、全国の消防長会、消防長会ですね、が、ハラスメント防止宣言を行っております。その中には、消防の職場は災害現場で、安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には厳格な規律の保持が求められている。しかしながら、その結果、生じる上下の関係において、指導という名目のもと、時には限度を逸脱する危険性などが存在していると、消防内部の弱点に触れて、パワハラがある、起こりうる、それをなくすることが大事だという決意が消防長会で述べられております。これは消防長もご覧になっていると思います。それで、先ほど生出議員の質問の中に、防止宣言を行ったというのは、きっと、これは根拠があると思います。それで、この次長通知等を受けて、消防長として、どのような対応をしたのか、お伺いをしたいと思います。

3つ目であります。この通知の内容、これは美瑛消防署に限らず、消防長が関わる大雪消防組合の6つの消防署、構成町の消防署などにも関連しております。ですから、構成している町村の消防署内でも、そういうパワハラ的なことが起こっている可能性が否定できないのではないかと私は思っておりますが、それで、この伺いますけれども、この通知等は、6町の消防署等に徹底されているのでしょうか。パワハラを起こさないように指導されているのでしょうか。また、美瑛以外の他の5町の中で、パワハラ事件の報告等があったのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

4つ目、先ほど、生出議員も質問したんですが、ちょっと、私聞き取れなかったんで、もう一度質問させていただきます。この通知を受け、様々なことをされているんだと思います。そして、パワハラ防止宣言もなされたというふうに先ほど答弁がございました。そのあとでフォローされれば、多少のパワハラは、容認できるというような意味の発言を消防長はしたのでしょうか。それに対してちょっと聞き取れなかったんで、さっきね、生出さんに答弁したやつ、そのことをちょっとはっきり分かるように、答弁をお願いしたいと思います。

次に、コンプライアンス委員会の認識について伺います。9月16日、東川町役場応接室にて処分を決めたと、プレス発表する、そういった旨の報告を、主監の方々、それ

から消防署長さん、3人でおいでになって報告を受けました。そのとき私は、消防長にコンプライアンス委員会の性格について伺ったときに、消防長は懲罰を決める場所だというふうに言われました。それで私は驚き、ちょっと違うんじゃないですかと、法律を厳守させるための委員会ではないですかというふうに聞き直しました。それは、主監もご存じだと思います。主監がそのあとフォローして発言をされておりましたので、ご存じだと思いますけれども、改めてお伺いいたします。コンプライアンス委員会の役割について、どのようにお考えになっているのでしょうか。以上、消防長に質問いたします。

次に、管理者への質問をさせていただきます。幾つかあるので、大変申し訳ありませんけれどもよろしくお願います。まず、最初に八木議員が質問された構成町の一般質問について、改めてお伺いをいたします。詳細は、八木議員の質問で答弁されたりしておりますので、重複を避けてお伺いをいたします。ご承知のとおり、一般質問は、議員固有の権能である、当然あるものとして理解されております。議員が住民の信託に応えるために、必要な役割の一つであると私は認識しております。また、一般質問をしてもよい、または、できないと決めるのは、地方自治体の首長ではなくて、その議会である、その議会が質問してもいいのではないかということを決めることができるというふうに認識しておりますが、管理者はどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

東川町では、4、5年ぐらい前になると思いますけれども、議会改革特別委員会を開催し、この問題を議論いたしました。その結果、自治法上の根拠として、構成町は、その一部事務組合の問題について、一般質問できないということはないと、根拠としてね、自治法上の根拠として、ただ、幾つかの民間の業者さんの見解ではしないほうがいい、あるいはするべきでないという見解が示されていると、自治法上の根拠がないのであれば、あくまでも他の議会でももちろんありますから、他の議会の審議内容を尊重して、構成町としても、議会で認められれば、一定の質問はできるというふうには私は解釈し、東川町はそのように、議会の中ではさせていただいております。この2つについて、どういふふうにご見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

それから、次、パワハラがあったかないかという問題であります。このことについては、生出議員が、様々な具体的な例を挙げて質問しましたので、私は、割愛をいたしますが、1点だけお伺いします。本件の原因がパワハラにあるということは、報告書でも明らかになっていますし、先ほど、管理者も、お認めになったのではないかと思います。それで、さっきの生出議員の質問に対して、管理者は、管理者のところに報告がないので、パワハラはないというふうには認識しているというふうにおっしゃいました。それでは、黒塗りなので何年というふうによくわかんないんですが、先ほどの質問の中で、平成27年というふうに出生さん言われたので、平成27年に消防署員の方が、公平委員

会に上申書を出しました。上申書って言うんですかね。それから前管理者に上申書を出しました。これを、今の管理者はお読みになりましたか。なったか、なっていないか、お答えいただきたい。そして、もし読んだとすれば、その当時、パワハラがあったか、なかったか、どういうふうに受け止めたかをご回答いただきたい。

パワハラがあったか、なかったかを随分こだわるように質問させていただいていますが、その原因の捉え方が間違っていると、違っていると、その解決の方法、改善の方法も違って来るんだらうと私は思っております。ですから、きちっとパワハラがあったことを認めて、そして、職員と一緒にですね、団結して、いい消防署をつくっていくということが、私は大事だらうと思います。

先ほど、先ほどじゃない、美瑛新聞という新聞がございまして、私、最近ちょっと入手をさせていただきました。12月5日号に、その新聞社が、コンプライアンス委員会のアンケートの結果かなにかを、情報公開条例で手に入れて、そのことが記事に載っております。第三者委員会が出された、やむなくやったという盗撮をしたというこの行為について、全消防署員の中の8割が、やむを得ない、認めるというような回答されたというふうに書いてございました。2割の方が、これはまずいというふうに回答されたということでございます。こういう結果から見ても、パワハラがあったために、盗撮という行為で、証拠を残して、その職場を守る、その人々を守るという行為をしたということについて、どのように管理者はお考えか、お伺いをしたいと思います。

次に、コンプライアンス委員会への認識について、お伺いをしたいと思います。先ほど、消防長には、別な角度から質問させていただきましたけれども、管理者として、私はコンプライアンス委員会、非常に重要だと思っております。私どももそうですけれども、法律に基づいて、法を犯さずですね、法律に沿って、業務をし、住民福祉の向上のために、業務をするというのが私たちの役割だというふうに思っております。そういう意味で、法律をどういうふうに通っていくのかってことは非常に重要なことでございます。先ほどの答弁の中に、学習研修をしながらというお話もございました。それで提案ですが、学習研修の項目の中に、総務省消防庁のパワハラ防止通知等の関連方針について、職員に徹底させていただきたい。

2つ目、公益通報者保護法に関わる事項についても加えて、研修をしていただきたい。この2つ目の公益通報者保護法に関わる事項というのは、内部告発をした方々に対して、不利益なことをしないという法律でございます。ご承知のとおりでございます。こういう職員間の軋轢の中で起こった様々な問題が、やむにやまれず外部に助けを求めるということがあるやもしれません。そうなったときにその職員をきちっと守るということは、全職員がしっかりつかまえる必要があるだらうと思っておりますので、この2つについてお伺いをしたいと思います。取りあえず、そういうことで、答弁よろしく願います。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) はい、私の方から、恐らく5点だと思いますけども、ご質問をいただいたと思いますので、まず1つ目からですが、パワハラがあったかどうかというところの認識のことだと思いますけども、当時27年、私、消防に来たのが29年でございますので、27年に上申書を出されているものを読みましたが、それについては、認定はされておられませんけども、そういう上申があったということの事実は、わかっており、その来た時点でわかりました。

パワハラがあったかどうかについては、認定されておられませんけども、そういう訴えがある。あったということであれば、やはり、それに類似したことがあったのではないかというふうな認識でおります。

それから、2つ目のパワハラ防止宣言の関係だと思いますが、総務省消防庁のほうから、防止宣言をなさいよというところでございます、全国消防長会の方でも、そういうお話がございまして、平成30年の2月にですね、防止宣言を行いまして、尚且つですね、相談窓口、消防本部の方に相談窓口、その窓口はですね、庶務課長、それから警防課長なりが、相談に当たるということで、消防長ではなくて、課長が、相談に当たるというふうな対応をして、窓口の設置をして対応しております。

続いて3つ目でございますけども、5署に指導をしているかどうかというところでございますけども、このパワハラがあったかどうかについては、私は相談窓口相談がない以上、ないものというふうに理解しております。

それから、4点目でございますけども、先ほどの訓示の中の聞き取れなかったということでございますので、もう一度申し上げますとですね、私のパワハラ防止宣言のときの後の訓示におきまして、指導上、指導するにあたってですね、パワハラを気にして指導してはならないと、ただし、指導する前と、指導する後に、指導した後にきちっとフォローをしてくださいというお話をしまして、パワハラを容認しているわけではないということでございます。

きちっとした人間関係のもとで指導しなさいと、命に関わることも訓練でありますので、やはり、その辺のところは、厳しく指導しなきゃいけないときもあろうかと思っておりますので、やはり、そこでですね、パワハラということに遠慮してですね、指導がぬるくなつてはという意味も込めまして、人間関係が大事ですので、指導する前と後には、きちっとフォローしなさいという意味でパワハラを容認したわけではございません。

それから5つ目ですけども、コンプライアンス委員会の役割でございますけども、恐らく私ですね、そのご説明に伺ったときにですね、ここは何するんだっていうお話だったときに、私、今回の事案については、カメラの設置のことですので、それについて対

応していくという中で、懲罰委員、懲罰に該当するかどうかというところにそういうところも含めて、今、話をするんだという、お話をしたんじゃないかなというふうに私は思っております、そこが懲罰云々という考えはございません。以上でございます。

(鶴間議員「漏れていますね。その構成町、総務省消防庁の通達等について、他の消防署等に徹底されているのか、これからそういう例えば、他の町の中で、そういうパワハラみたいなことがあったのか、報告はあったのか。」の声)

引き続きまして、今の関係ですけれども、恐らく3つ目だと思いますが、パワハラ防止宣言については、当時30年の2月に宣言をして、各町にそれはすぐ周知をしまして、相談窓口についても周知をしており、電話番号等の周知もしております。その後、窓口の方に相談があったことは一度もありませんので、パワハラ自体はないものと理解しております。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 私から答弁申し上げます。まず、一部事務組合の事務に関して、構成町での一般質問はどうかというご質問でございます。もちろん、議員の皆様的一般質問の権限は、議員の皆様、固有の権利、権能として付与されているということは、十分認識しておりますし、尊重しているところでございます。

私が先ほどお答えさせていただきましたけれども、今回、ご質問いただいたことを受けまして、地方自治法の質疑応答集、吟行している民間のものでございますけれども、どのような法解釈になっているのかというところを、によりまして、調べお答えをさせていただきました。そこによりますと私が見たものの回答としましては、答弁申したとおりで、一部事務組合の関わる事務については、構成町の議会の中で質問できないというふうに記載されておりましたもので、これにのっってご答弁申し上げたところでございます。

ただ、これは純粋に法解釈としてどうなのかという観点から見させていただいたものでございまして、東川町さんがその権限を大きくする形で、お認めになられている事例があるようでございましたら、ここの解釈にこだわるものではございません。議員の皆様は、権限、権能をより確保するという観点から、どのような法解釈ができるのかということを検討させていただきたいと思っておりますし、法解釈上、可能であるということでありましたらという結論に至った場合でございましたら、各構成町で質問をしても、質問していただいても、構わないという立場になることは言うまでもございません。排除しているわけではございません。法解釈の問題だと考えております。

2点目、パワハラは平成27年当時の資料についてでございますけれども、私が管理者に就任をさせていただきまして以降、目は通した、目を通しております。

ただ、こういうような訴えがあったとゆうことの認識はございますけれども、事実関係としてあったのかなかったのか私はそのときに、加害者とされる方々との調査等は行ってございませんので、過去にこういう申立てがあり、そして、その当時、その上申書は、扱いとしては、パワハラはなかった、あったとはされていませんのでそういう過去の経緯があったというふうに認識をしているところでございます。

そして、今回のカメラの設置についてでございますけれども、報告書、第三者委員会の報告書の中に記載されているとおりの職員の思いがあるということは受け止めてございますけれども、しかし、先ほども申しましたが、施設管理者の許可を得ずに、カメラを設置したという行為については、認めることはできないという立場でございます。

最後でございますけれども、パワハラ等についての通知類を、署員、職員の中で徹底していくということにつきましては、今後の研修等の中でも、もちろん、ご指摘をいただきまして、進めていきたいと思っております。

公益者通報保護者、公益通報者保護制度についても、私はこれ必要だと思っておりますので、大雪消防組合の中でも保護されるよう、図ってまいりたいと考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 最後の質問になります。そうですね、消防長からお伺いをしたいと思います。先ほども言いましたけれども、この問題っていうのは全国的な問題だというふうにとらえなければならないと思います。

今回、たまたま美瑛町さんで数年前からこういうことが行われて、職員の軋轢が生まれてしまったと、不幸な事件だろうと私は思っております。まして、証拠を掴むために、盗撮という、報告書によれば、非法行為がなされたということでもありますから、管理者の言葉で言えば、施設の管理者に許可を得ないでそういうことをしたことに対する罰則だということだと思いますけれども、しかし、そういうことで、パワハラを受けた消防署員の方は、納得していただけるのでしょうか。先ほども言いましたけれども、カメラを設置したことは、止むを得なかったと、不に容認される方は、8割の方いたということでございます。そういうパワハラを受けて、被害をこうむった方々をどう救済されて、そして、これから団結を勝ちとっていくのか、私は、やはり、そういうパワハラがあったということを、管理者として認める必要があるだろうと、管理者と言いますかね、町、消防の直接の管理者としてですね、それを認めて、なくするというのを前面に出す必要があるんじゃないかと思えます。それについてお考えをお伺いしたい。

先ほど、総務省消防庁の通達等について触れましたけれども、その中で、一番先に出てくる言葉は、消防長がその態度を示すことだというふう書いてあるんですね。消防

を管理するトップが、パワハラは絶対あってはならないということを態度で、言動で示すということを国が求めているわけです。

先ほど答弁されました、ちょっと、私は理解出来ないんですけども、パワハラを気にしないで指導をしないでね、厳しい指導をしなければならないときもあると、ただし、フォローをなささいというのは、パワハラを受け取る側としましてですよ、パワハラをある程度容認している言葉なのではないかという誤解を受けます。きっと、消防長は、それは、誤解だっていうふうに思っていると思うんですね、私が言ったことは、でも、表現としては、そういうことになるんじゃないでしょうか。

先ほど紹介しましたように、全国の消防長会が、宣言を出したその中に明確に書いてあるんですよ。消防っていうのは階級制度である、これが残っていて業務の組織が守られるんだって書いてあるんですね。その階級があるために、パワハラが起りやすい状況にあるんだということを認めているわけですよ。これ全国的な共通したことですよね。ですから、消防長がどんな形ででも、パワハラを容認すると誤解されるような言い方や態度をしてはならないと私は思います。明確に相手が、パワハラだと受け取れるようなことはするなということを宣言していただきたい。どういうふうに思われるか答弁をお願いしたいと思います。

それから、コンプライアンス委員会についての解釈の違い誤解ということがあったんだろうと思いますけれども、先ほど、角和管理者にもお願いしましたとおりですね、きちっと法律に基づいて、その法律が皆さんに伝わって、本来の業務が行えるように、ぜひともご指導をお願いしたいと思います。

それから、管理者にお伺いをいたします。一般質問のことは、お話されたとおりで、議会としてどう対応するかということにかかっているというふうに思っております。町、美瑛町民の多くの方々は、美瑛のことをどうして美瑛の議会で議論されないんだろうかっていうふうにきつと思っております。その辺を含めて、ぜひ、ご指導よろしくをお願いしたいと思います。

それからそうですね。今、消防長にもお話ししましたがけれども、上申書を出したり、訴えたり、いわゆる皆さんが多数派というふうにおっしゃっている方々は、非常にそういう被害に遭ったり、あるいは、不団結になっていることに心を痛めています。

そして、また、この報告書によれば、パワハラをしたと思われる方の調査が載っております。行き過ぎたことをしたかもしれないというふうに反省していますというふうに述べていますよね。ちょっとページは、私探せませんが、その方も心痛めているんですよ。やったかもしれない、皆に迷惑かけた、だけど孤立してしまったと、反省しているんだと、この心も非常に大事にさせていただいてですね、パワハラを認めていただいて、なくしようという意思統一をぜひともしていただきたいと思うんですけども、いかが

なものでしょうか。もし、それがかなわないのであれば、私は、パワハラをあったかなかったかということ調べる目的として、第三者委員会を設置して、このことをはっきりさせていくべきではないか。きっと、その上申書を出したり、公平委員会に訴えた方々は、事を大きくするという事じゃなくて、実際あったことは認めてほしいんだと、その上で、その上で、みんなで団結してやっていこうという気持ちを持っていると思います。

非常に真面目で、熱心な若い消防署員の方もいるというふうにお伺いしております。ですから、そうですね、過去の問題だというふうに言われれば、それは、それまでですけども、そういうパワハラに関わる第三者委員会をつくっていただいて、ぜひ、そのことにですね、一定の方向あるもの、あったものはあった、はっきりさせていただいて、一定の方向、具体的な改善方法を第三者委員会から求めるということにしたらいかがでしょうか、という提案をして、3回目の質問にしたいと思います。

ただ誤解のないように、申しますけど、今言いましたようにその第三者委員会を仮につくっていただいたとしても、それは、パワハラをやった職員を罰するということではございません。処罰が目的ではないということをご理解いただいて、そして、事実は事実として認めて、みんなの気持ちを一つにできるそういうことを、ぜひともやっていただきたいということを含めて、提案をさせていただきました。以上でございます。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) はい。私のほうから2点ほどご説明させていただきます。今回の注意を行った件を、署員が納得しているのかどうかというところをでございますけども、私は、今回の懲戒処分ではありませんので、注意、注意、処分っていう言い方もちょっと、矯正措置っていうふうに言うらしいんですけども、直すほうの矯正ですけども、注意という矯正措置を行ったわけでございますけども、これはあくまでですね、そのパワハラ云々というよりも、そのカメラの設置自体がやはり非違行為に当たるという判断のもとで、これに対しても矯正措置をしたわけでございます。パワハラというかその27年の問題につきましてはですね、それはまた別にきちっと考えなきゃいけないことだと思っております。やはり、そこを一緒くたにするということではなくて、あくまでもこのカメラの設置自体が非違行為に当たるというところでございますので、その納得しているかどうかというよりも、そこはもう、きちっと分けて考えていただきたいなというふうに考えております。

それから、訓示について、先ほど、はっきりと、ということで、また、再度説明というか、しましたけども、それがやはり誤解を招くということであればですね、その件については、やはり申し訳なかったなというふうには思います。ただ、私としては、やは

り訓練においてですね、やはり実際の現場では、かなり厳しい状況もあるわけですので、やはりその人それぞれがですね、指導の仕方も違いますし、熱の入れ方も違いますし、そこは、やはりパワハラというハラスメントをですね、やはりきちっと踏まえた中で、厳しく指導するなりということをやっていたきたいなという意味で、そういうふうに申し上げたわけございまして、パワハラというのを容認するというわけではなくてそういうことをきちっと、ハラスメントの研修っていうかですね、そういうことをきちっとですね、周知した中でですね、それで指導を行っていただきたいというふうに思っておりますので、今回の件について、そういう誤解を招いたのであれば、それについては、やっぱり申し訳ないなというふうには考えております。

(管理者「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） はい。今の消防長の最後のところのご答弁に関しましても、私ども問われておりましたので、私らも法律に基づいて、パワハラのない職場環境に努めてまいることは言うまでもございません。今後とも、努力をまいります。

そして、議員さんの質問の権能のことでございます。先ほども答弁申しましたけれども、議員さんの質問権をより広く、大きく見るという意味、全く、賛同する立場でございますので、議会の皆様のご判断を仰ぎながら、法解釈、整合性を持ちつつ、どのような解釈でいけるのかを議会の皆様とも話し合いをさせていただきたいというふうに感じて、思っております。

それと、3点目、パワハラにつきましてでございますけれども、今回の報告書、先ほどより申しましたとおり、事実認定がどうであったかというよりは、関係者がこのように供述している、その要旨がこうであるという形でいただいているものでございます。

その中で、それぞれの職員の立場から、本音の部分ここに記載していただいていると思っております。

先ほどは、加害者と思われる者も反省しているぞというご指摘をいただきました。そのとおりでございまして、この報告書そのものの、結論の部分に近いところが、長い間の人間関係の軋轢があるというような指摘でございます。当人同士だけではなくて、それ以前からの長い間の職場の環境、雰囲気があることを招いているというふうに思っております。

そういう意味では、職場全員が、何か被害者的な被害者、被害を受けている、これまでの長い職場、習慣環境の中の被害を受けているものなんだろうなというふうに私は受け止めているところでございます。でありますので、それぞれの職場、職員が相互理解を進める中で、より良い職場環境をつくっていかねばならない、地道な取組ですがけれども、そこを真直に実行していくことしかないと思っております。

平成27年当時のことがどうであったのかということ、今一度、第三者委員会というお話もごさいますけれども、今回のことが一事不再理ということが当てはまるかどうかかわかりませんが、27年当時一定の結論が出ていることであるということは、前提として私は受け止めています。

ただし、その上で、より良い職場環境をつくっていくためには、そこから一歩進まなければならないということでありましたら、第三者委員会というのも一つの方策かもしれません。

第三者委員会ではなくて、今の職場の中で、それぞれの職員が、忌憚なく意見を出し合えて、相互理解が進む、そういう環境をつくることで、日常の会話の中から自然とわだかまりが解けていく、そういう状況をつくっていくのも私たちの役目であろうと思っています。

いずれにしても、ここからスタートして、いかにいい将来に向けて、職場環境をつくっていくのかということが問われていると思いますので、それぞれの職員の意思疎通が十分できるような環境をまずは整えていくことから、始めさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問を終わります。以上で通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

日程第5 議案第1号「大雪消防組合の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第1号「大雪消防組合の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） よろしくお願いたします。議案第1号、大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書は1ページ、条例の改正要旨及び新旧対照表が別表資料の1ページから5ページになります。

今回の条例改正につきましては、人事院規則が改正され、感染リスク、厳しい勤務環境等の中で業務に当たる新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員について、防疫等の作業手当を支給することが規定されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づき、基づく説明については省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わりにいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号「大雪消防組合の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号「大雪消防組合火災予防条例の一部改正について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第2号「大雪消防組合火災予防条例の一部改正について」の件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、警防課長」の声)

熊谷警防課長。

○警防課長(熊谷大輔君) よろしくお願ひします。議案第2号、大雪消防組合火災予防条例の一部改正についての提案理由を説明いたします。議案書は、2ページから4ページになります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料6ページから12ページまでになります。

今回の条例改正につきましては、各条文における文言の整理及び対象各省令の改正に伴います急速充電設備に関する条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨によりご説明させていただきます。

別冊の資料は6ページになります。また、7ページから12ページは新旧対照表になりますので、あわせてご参照願います。本条例の主な改正点は、電気自動車に搭載されます大容量バッテリーの急速充電設備につきまして、全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、あわせて安全性の対策が確保されたことから、省令改正に伴い、火災予防条例につきましても、基準の細目等について一部改正を行うものです。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号「大雪消防組合火災予防条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 認定第1号「令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定
について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、認定第1号「令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。なお、別冊の「令和元年度決算に係る行政報告書」は、事前に配布されているので説明は省略いたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 認定第1号について、ご説明いたします。議案書は22ページ、決算の内容は、別冊の「令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算書」になります。最初に、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算書をご説明いたします。決算書1ページになります。歳入歳出決算書の一番下段になります。合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額1,358,236,000円、調定額と収入済額は、同額の1,346,082,862

円、予算現額と収入済額との比較12,153,138円の減となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。3ページをお開きください。

歳出合計、予算現額1,358,236,000円、支出済額1,314,248,940円、翌年度繰越額15,953,000円、不用額28,034,060円、予算現額と支出済額との比較は、43,987,060円です。歳入歳出差引残額、一番下段になります。枠外になります。31,833,922円、令和2年12月20日提出、大雪消防組合管理者。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたします。41ページをお開きください。区分、金額の順に朗読いたします。実質収支に関する調書、1、歳入総額1,346,082,862円、2、歳出総額1,314,248,940円、3、歳入歳出差引額31,833,922円、4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額3,323,000円です。5、実質収支額28,510,922円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円です。各構成町の実質収支額内訳は、次のページに記載のとおりであります。

次に、決算事項別明細書の歳出からご説明いたします。11ページにお戻りください。

決算書等については、事前にお配りしておりますので、説明は、款、項、予算現額、支出済額、不用額、主な施策の成果について申し上げます。

第1款、第1項議会費、予算現額698,000円、支出済額663,060円、不用額34,940円です。

第2款総務費、第1項総務管理費、予算現額23,000円、支出済額は0円です。不用額23,000円です。第2項監査委員費、予算現額168,000円、支出済額135,610円、不用額32,390円です。

第3款消防費、第1項消防本部費、予算現額99,157,000円、支出済額97,450,670円、不用額1,706,330円です。デジタル無線の保守委託及びアプローチ回線使用料が主なものです。13ページをお開きください。

第2項美瑛消防費、予算現額324,939,000円、支出済額317,026,339円、不用額7,912,661円です。主な成果として、通信指令装置保守点検委託、美瑛消防団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備、消防庁舎の外壁改修工事、消火栓3基の取替工事を行っております。19ページをお開きください。

第3項東消防費、予算現額285,436,000円、支出済額284,553,097円、不用額882,903円です。主な成果としては、小型動力ポンプ付水槽車の更新整備を行っております。21ページをお開きください。

第4項東川消防費、予算現額17,754,000円、支出済額17,047,353円、不用額706,647円です。23ページをお開きください。

第5項東神楽消防費、予算現額19,173,000円、支出済額18,230,269円、不用額942,731円です。東神楽消防団員の雨合羽73着の安全装備品を整備しております。25ページ

をお開きください。

第6項当麻消防費、予算現額221,558,000円、支出済額199,761,340円、不用額5,843,660円です。空気呼吸器の更新、当麻消防団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備、消火栓4基の取替工事を行っております。また、繰越明許費として、救急救命士の気管挿管病院実習300,000円、消防庁舎自家用発電機取替工事15,653,000円、合計15,953,000円の事業費を次年度へ繰越したところであります。29ページをお開きください。

第7項比布消防費、予算現額152,120,000円、支出総額147,807,385円、不用額4,312,615円です。パソコン等事務用品の整備、消火栓2基の新設工事を行っております。33ページをお開きください。

第8項愛別消防費、予算現額147,762,000円、支出済額145,664,549円、不用額2,097,451円です。婦人防火クラブの防火防災訓練用資器材の整備を行っております。37ページをお開きください。

第4款、第1項公債費、予算現額85,948,000円、支出済額85,909,268円、不用額38,732円です。39ページをお開きください。

第5款、第1項予備費、予算現額3,500,000円、支出済額はありませぬので、不用額は予算現額と同額の3,500,000円です。

下段になります。歳出合計、予算現額1,358,236,000円、支出済額1,314,248,940円、繰越明許費15,953,000円、不用額28,034,060円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻りください。

歳入の収入済額と調定額が同額のため、説明は、款、項、予算現額、収入済額のみ申し上げます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、予算現額1,244,391,000円、収入済額は予算現額と同額です。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、予算現額478,000円、収入済額548,450円です。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、予算現額513,000円、収入済額510,000円です。

第4款、第1項繰越金、予算現額25,629,000円、収入済額25,629,147円です。

第5款諸収入、第1項預金利子、予算現額5,000円、収入済額472円です。7ページをお開きください。

第2項雑入、予算現額18,720,000円、収入済額6,503,793円となります。このうち未収入特定財源12,630,000円は、当麻消防署庁舎自家用発電機取替工事の損害共済金で、翌年度繰越明許となります。9ページをお開きください。

第6款、第1項組合債、予算現額68,500,000円、収入済額68,500,000円、美瑛消防署の消防ポンプ自動車整備に係る緊急防災・減災事業債、東消防署の小型動力ポンプ付水

槽車整備に係る施設整備事業債、及び一般単独事業債によるものです。

下段になります。歳入合計、予算現額1,358,236,000円、収入済額1,346,082,862円です。

41ページ以降の財産に関する調書は、説明を省略させていただきますので、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上で、認定第1号、令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

（「はい、議長」の声）

高田代表監査委員

○代表監査委員（高田紀子君） 令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。意見書をご覧いただきたいと存じます。

審査対象、審査日及び場所、審査方法につきましては、書面に記載のとおりでございます。

審査の結果及び意見については、令和元年度の決算内容について、慎重に審査したところ、計数は正確であり、執行内容も適正に処理されていたものと認めるところであります。

今後とも適正な予算執行をお願いし、経費の節減に努めることを申し上げまして、決算の審査意見といたします。

以下、決算の概要については、別添の資料を後ほどご高覧いただきたいと存じます。

なお、消防組合職員の安全管理並びに健康管理に留意され、消防事務の円滑な運営を行い、地域住民の安心、安全のため尽力されますようお願い申し上げます。以上、報告といたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

次に、歳入歳出ごとに質疑を許します。まず歳出に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、歳出に対する質疑を終わります。

次に、歳入に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、歳入に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第7、認定第1号の件を採決します。認定第1号「令和元年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第1号の件は、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8 議案第3号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第3号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 議案第3号の提案理由をご説明いたします。議案書は5ページから21ページになります。5ページをお開きください。

議案第3号は、令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算第2号であります。

今回の主な補正内容は、職員の異動及び給与改定による人件費の補正、各事業費確定による執行残の整理及び前年度繰越金の確定による財源補正をお願いするものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。10ページになります。

歳出、第2款総務費、第2項監査委員費、第1目監査委員費120,000円の減額で、会議中止に伴う旅費の減額です。

第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費12,643,000円の減額で、職員人件費、物件費の減額です。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費406,000円の減額で、職員人件費の追加、各種研修事業中止に伴う職員研修事業費の減額、新型コロナウイルス対策資器材に伴う消耗品費の追加です。12ページになります。第2目非常備消防費3,840,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。

第3項東消防費、第1目常備消防費594,000円の追加で、職員人件費の減額、車両修繕

及び新型コロナウイルス対策資器材に伴う需用費の追加です。

第4項東川消防費、第2目非常備消防費1,687,000円の減額で、財源補正として財産収入553,000円の追加、一般財源2,220,000円の減額です。消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。第3目消防施設費946,000円の減額です。財源補正として、組合債1,900,000円の減額、一般財源954,000円の追加です。消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定による減額です。14ページになります。

第5項東神楽消防費、第2目非常備消防費2,392,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。第3目消防施設費562,000円の減額で、財源補正として組合債1,900,000円の減額、一般財源1,338,000円の追加です。消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定による減額です。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費11,000円の追加で、職員の人件費の追加です。

第7項比布消防費、第1目常備消防費243,000円の減額で、職員人件費の減額、研修事業中止に伴う職員研修事業の減額、新型コロナウイルス対策資器材に伴う消耗品の追加です。第2目非常備消防費67,000円の追加で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額、消防団詰所の備品購入費の追加です。16ページになります。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費149,000円の減額で、職員人件費の減額、職員ワクチン接種に伴う委託料の追加です。第2目非常備消防費1,523,000円の追加で、小型ポンプ故障に伴う備品購入費の追加です。

第4款、第1項公債費、第1目元金450,000円の減額。第2目利子64,000円の追加で、前年度借入組合債の起債償還元金、利子確定に伴う補正です。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページにお戻りください。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金39,255,000円の減額です。各町負担金の補正の内訳は、説明欄のとおりです。

第4款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入533,000円の追加です。東川消防団消防ポンプ自動車売却の実績増によるものです。

第5款、第1項、第1目繰越金21,343,000円の追加です。令和元年度繰越金の確定により全額財源充当するものです。

第7款、第1項組合債、第1目消防債3,800,000円の減額で、東川、東神楽消防団の消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定によるものです。

次に、地方債補正の説明を行います。7ページになります。

起債による事業の確定に伴い、地方債総額から3,800,000円を減額し、変更後の地方債の総額を、99,300,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個々の事業については省略させていただきます。

第2表、地方債補正、起債の目的、緊急防災・減災事業、変更前限度額103,100,000円、

変更後限度額99,300,000円。合計、変更前限度額103,100,000円、変更後限度額99,300,000円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。

6ページの第1表歳入歳出予算補正と18ページから21ページの給与費明細書の説明は省略します。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第8、議案第3号の件を採決します。議案第3号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号「専決処分について」

日程第10 報告第2号「専決処分について」

日程第11 報告第3号「専決処分について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、報告第1号「専決処分について」の件、日程第10、報告第2号「専決処分について」の件及び日程第11、報告第3号「専決処分について」の件は、一括議題とします。

本3案件については、各町の定例議会において、既に議決済みであります。説明及び質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号の件については、これをもって報告済みとします。

閉会宣言

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。したがって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、令和2年第3回大雪消防組合議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 長時間にわたりお疲れさまでございました。当麻町さん、比布町さん、愛別町さん、お帰りにお気をつけてお帰りいただけたらと思います。残る3町の皆さんは、お疲れさまでした。皆さんは残業です。よろしくお願いします。

午後4時45分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の様様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

議 長 佐 藤 晴 観

6 番 議 員 生 出 栄

1 4 番 議 員 谷 口 雅 浩
